

第六十三回国会 法務委員会 議 録 第 九 号

昭和四十五年三月二十四日(火曜日)

午後零時二十四分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 畑 和君

石井 桂君

羽田野忠文君

村上 勇君

中谷 鉄也君

松本 善明君

理事 鍛冶 良作君

理事 福永 健司君

理事 沖本 泰幸君

江藤 隆美君

松本 十郎君

黒田 寿男君

岡沢 完治君

出府國務大臣

法務 大臣 小林 武治君

出席政府委員

法務大臣官房長 安原 美穂君

法務省民事局長 新谷 正夫君

委員外の出席者

最高裁判所事務 総局民事局長 矢口 洪一君

法務委員会調査 室長 福山 忠義君

委員の異動

三月二十四日

辞任

三宅 正一君

柳田 秀一君

西村 榮一君

同日

辞任

中谷 鉄也君

岡沢 完治君

補欠選任

赤松 勇君

中谷 鉄也君

岡沢 完治君

補欠選任

柳田 秀一君

西村 榮一君

本日

の会議に付した案件

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資

格等の付与に関する特別措置法案(内閣提出第七七号)

戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(参議院送付)

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案(内閣提出第八九号)

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)(予)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

すでに付託になっております、沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案、戸籍法の一部を改正する法律案、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、及び訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案、右各案を議題とし、政府に提案理由の説明を求めます。小林法務大臣。

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、沖繩(沖繩県の区域とされたい地域をいう。以下同じ。)の復帰が実現されることとなつたことに伴い、沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を有する者(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定による弁護士となる資格を有する者を除く。以下同じ。)等に対する本邦の弁護士資格等の付与等に

関し、必要な措置を定めるものとする。(資格の付与)

第二条 沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を有する者で次の各号の一に該当するものは、司法試験管理委員会が本邦の裁判官、検察官又は弁護士として必要な学識及びその応用能力があるかどうかを判定するために必要な選考(以下「選考」という。)を受けることができる。

一 政令で定める日において、沖繩の法令の規定による裁判官、検察官又は弁護士としての職又は二以上にあつてその年数(沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を得た後の年数に限る。)を計算して三年以上になる者

二 前号に掲げる者のほか、沖繩の法令の規定による司法試験に合格した者で、政令で定める日までに本邦において司法修習生の修習と同一の修習課程を終えたもの

2 沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を有する者で前項各号の一に該当しないもの又は沖繩の法令の規定による司法修習生となる資格を有する者で、この法律の施行の日において引き続き一年以上沖繩に住所を有するものは、司法試験管理委員会が裁判、検察又は弁護士事務の実務に関する基礎的素養があるかどうかを判定するために必要な試験(以下「試験」という。)を受けることができる。

3 試験に合格した者は、選考を受けることができる。

4 選考に合格した者は、その選考に合格したときに、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十七条第一項の規定による司法修習生の修習を終えたものとみなす。(講習)

第三条 司法試験管理委員会は、前条第一項又は第三項に規定する者で選考を受けようとするもの

のために、本邦の法令並びに裁判、検察及び弁護士事務の実務に関する講習(以下「講習」という。)を行なうものとする。

(選考の実施等)

第四条 選考、試験及び講習は、沖繩が復帰するまでの間に限り、行なうものとする。

2 選考及び試験の合格者は、司法試験管理委員会が定める。

3 司法試験管理委員会は、不正の手段によつて選考若しくは試験を受け、又は受けようとした者に対して、合格の決定を取り消し、又はその選考若しくは試験を受けることを禁止することができる。

4 前二条及びこの条に規定するもののほか、選考、試験及び講習に關して必要な事項は、政令で定める。

(司法試験管理委員会の所掌事務の臨時特例)

第五条 司法試験管理委員会は、沖繩が復帰するまでの間、司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)第十二条に規定する事項のほか、選考、試験及び講習に關する事項を行なうものとする。

(規則の制定)

第六条 司法試験管理委員会は、この法律及びこれに基づく政令に定めるもののほか、選考、試験及び講習の実施に必要な細則について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。(暫定措置)

第七条 沖繩の復帰の日の前日において沖繩の法令の規定による弁護士である者(弁護士法の規定による弁護士となる資格を有する者を除く。)は、沖繩の復帰の日から起算して五年間に限り、政令で定めるところにより、沖繩において、同法第三条に規定する事務を行なうことができる。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
 - 法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
 - 第五条第十二号の次に次の一号を加える。
 - 邦の弁護士資格等の付与に関する事項
- 第十三条の十三中「司法試験法（昭和二十四年法律第四十号）」の下に「及び沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法（昭和四十五年法律第 号）」を加える。

理由

沖繩の復帰が実現されることとなつたことに伴い、沖繩の弁護士資格者等に本邦の弁護士資格等を付与するための特別の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戸籍法の一部を改正する法律案

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

- 第五十一条中「、外国又は命令で定める地域で出生があつた場合を除いては」を削り、「しなればならない」を「することができる」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。
 - 汽車その他の交通機関（船舶を除く。以下同じ）の中で出生があつたときは母がその交通機関から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で出生があつたときはその船舶が最初に入港した地で、出生の届出をすることができる。
- 第七十二条中「第八百一十一条第三項」を「第八百一十一条第六項」に改める。
- 第八十八条中「、外国又は命令で定める地域で死亡があつた場合を除いては」を削り、「しなればならない」を「することができる」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。
 - 死亡地が明らかでないときは死体が最初に発見された地で、汽車その他の交通機関の中で死亡があつたときは死体をその交通機関から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で死亡があつたときはその船舶が最初に入港した地で、死亡の届出をすることができる。

し書を削り、同条に次の一項を加える。

- 死亡地が明らかでないときは死体が最初に発見された地で、汽車その他の交通機関の中で死亡があつたときは死体をその交通機関から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で死亡があつたときはその船舶が最初に入港した地で、死亡の届出をすることができる。
- 第八十九条ただし書中「前条の地域」を「法務省令で定める地域」に改める。

附則

(施行期日)

- この法律は、公布の日から施行する。
- 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。
 - 第四条第一項中「死産後七日以内」の下に「届出人の所在地又は」を加え、ただし書を削り、同項の次に次の一項を加える。
 - 汽車その他の交通機関（船舶を除く。）の中で死産があつたときは母がその交通機関から降りた地で、航海日誌のない船舶の中で死産があつたときはその船舶が最初に入港した地の市町村長に死産の届出をすることができる。

理由

出生及び死亡の届出の利便を図るため、事件本人の本籍地又は届出人の所在地のほか、事件発生地においてもその届出ができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟手続に関する法律案

民事訴訟手続の特例等に関する法律案

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施
 - 第一節 通則（第二条—第五条）
 - 第二節 文書の送達（第六条—第七条）
 - 第三節 司法共助の嘱託（第八条—第九条）
 - 第四節 訴訟費用の担保の免除等（第十条—第十二条）
 - 第五節 訴訟上の救助（第十三条）
- 第三章 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する

る条約の実施（第二十四条—第二十九条）

第四章 雑則（第三十条—第三十一条）

附則

第一章 総則

(目的)

- この法律は、民事訴訟手続に関する条約及び民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の実施に伴い、民事訴訟手続に関する特例等を定めることを目的とする。

第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施

第一節 通則

(当局の指定)

- 民事訴訟手続に関する条約（以下「民事条約」という。）第一条第一項、第九条第一項及び第二十三条第一項の当局は、外務大臣とする。
- 送達及び司法共助の管轄等
- 民事条約に定める文書の送達及び証拠調べその他の裁判上の行為について、同条約の締約国である外国（以下この章において「外国」という。）の当局の嘱託があつたときは、裁判所は、これについて法律上の補助をするものとする。

2 法律上の補助をする裁判所は、所要の事務を取り扱うべき地を管轄する地方裁判所とする。

- (管轄裁判所への移送)
- 受託事項が他の裁判所の管轄に属するときは、受託裁判所は、嘱託を管轄裁判所に移送する。
- (受託事項の実施)
- 受託事項は、民事条約に特別の定めがある場合には同条約によるほか、日本国の法律により行なう。
- 第二節 文書の送達
- (裁判外の文書の送達)
- 民事条約第一条第一項の文書で裁判外のものの外国における送達に関する事項は、送達を求めた者が普通裁判権を有する地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前項の送達及び外国の当局の囑託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第一編第四章第三節の規定を準用する。

(送達証明)

第七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達の実実、方法及び日付を確証した証明書又は送達ができなかつた事由を記載した証明書を作成し、外務大臣に送付しなければならない。

2 前項の証明書の作成事務は、裁判所書記官が取り扱う。

第三節 司法共助の囑託

(期日の通知)

第八条 民事訴訟法第十一条第二項の規定による通知をしたときは、当事者に対する期日の呼出しは、要しない。

(受託裁判所のした処分に対する不服申立て)

第九条 外国の当局の囑託により証拠調べその他の裁判上の行為をするに際し本邦の裁判所がした裁判については、当該裁判所を受託裁判所とみなして不服申立てに関する民事訴訟法の規定を適用する。

第四節 訴訟費用の担保の免除等

(訴訟費用の担保の免除)

第十条 民事訴訟法の締約国に住所、事務所又は營業所を有する締約国の国民である原告は、本邦に住所、事務所及び營業所を有しないときでも、民事訴訟法第七十七条第一項に規定する訴訟費用の担保を供することを要しない。ただし、その者が国籍を有する締約国が民事訴訟法第三十二条第一項の留保をしているときは、この限りでない。

(執行認許の請求の囑託)

第十一条 民事訴訟法第十八条第一項又は第二項の裁判で本邦の裁判所がしたものについては、第一審の受託裁判所は、訴訟費用債権者の申立てにより、執行認許の請求をすべき旨を外務大臣に囑託するものとする。

(訴訟費用の負担を命ずる外国裁判の執行)

第十二条 民事訴訟法第十八条第一項又は第二項の裁判で外国裁判所がしたものによる強制執行は、本邦の裁判所が執行認許をしたときに限り、行なうことができる。

2 執行認許の事件は、訴訟費用債権者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。その普通裁判籍がないときは、民事訴訟法第八条の規定により訴訟費用債権者に対する訴えを管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(執行認許の請求の送付)

第十三条 民事訴訟法第十八条第一項又は第二項の規定により執行認許の請求がされた場合には、外務大臣は、これを裁判所に送付しなければならない。

(執行認許についての裁判)

第十四条 裁判所は、前条の規定による送付を受けたときは職権で、民事訴訟法第十八条第三項の取極があるときは申立てにより、同条第十九条第二項1、2及び3に掲げる事項について審理し、執行認許又は執行不認許の決定をしなければならない。

(裁判の告知)

第十五条 前条の規定により裁判所が職権で開始した事件の決定は、検察官及び訴訟費用債権者に告知することによつて、効力を生ずる。

(即時抗告)

第十六条 申立人及び訴訟費用債権者は、執行認許又は執行不認許の決定に対して即時抗告をすることが出来る。前条の規定により執行不認許の決定の告知を受けた検察官も、同様とする。

2 前項の即時抗告の期間は、二週間とする。

(執行認許の決定の効力)

第十七条 確定した執行認許の決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

(決定正本の送付)

第十八条 裁判所は、職権で開始した事件の決定が確定したときは、その決定の正本を外務大臣に送付しなければならない。

(裁判費用の国庫負担)

第十九条 職権で開始した執行認許の手続(その抗告審における手続を含む)に要する裁判費用は、国庫の負担とする。

(証明、翻訳及び認証の費用額の確定)

第二十条 民事訴訟法第十九条第四項の規定により費用額を定めるべき旨の請求があつたときは、裁判所は、執行認許の決定においてその額を定める。

(非訟事件手続法の準用)

第二十一条 第十一条の申立て及び執行認許の手続に関しては、民事訴訟法又はこの法律に特別の定めがある場合を除き、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。

(当局の権限証明)

第二十二条 民事訴訟法第十九条第三項の当局の権限は、最高裁判所が証明する。

第五節 訴訟上の救助

(外国における訴訟上の救助)

第二十三条 民事訴訟法第二十三条の規定により外国において訴訟上の救助を請求する者は、その者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所にその請求を提出しなければならない。

2 前項の請求に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

第三章 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達

及び告知に関する条約の実施

(当局の指定)

第二十四条 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約(以下「送達条約」といふ)第二条第一項の中央当局及び同条約第九条第一項の当局は、外務大臣とする。

(送達の管轄等)

第二十五条 送達条約に定める文書の送達について、同条約の締約国である外国(以下この章において「外国」といふ)の当局又は裁判所附屬吏の囑託があつたときは、裁判所は、これについて法律上の補助をするものとする。

2 第三条第二項及び第四条の規定は、前項の場合について準用する。

(送達の実施)

第二十六条 前条第一項の囑託に係る文書の送達は、送達条約に特別の定めがある場合には同条約によるほか、日本国の法律により行なう。

(送達証明)

第二十七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達条約第六条の証明書を作成しなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の証明書の作成について準用する。

(公示送達)

第二十八条 外国においてすべき送達条約第十五条第一項の文書の送達については、同条第二項(a)、(b)及び(c)に掲げる要件がみなされたときに限り、民事訴訟法第七十八條の規定により公示送達をすることが出来る。

(裁判外の文書の送達)

第二十九条 第六条の規定は、送達条約第十七条の裁判外の文書の送達について準用する。

第四章 雜則

(費用の予納)

第三十条 民事訴訟法及び送達条約並びにこの法律に定める事項の実施のため費用を要するとき、裁判所は、当事者にその費用を予納させることができる。

(最高裁判所規則)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟法及び送達条約並びにこの法律に定める裁判所の手続に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、民事訴訟法及び送達条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 この法律は、この法律の施行前に生じた事項

についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

(民事訴訟法の一部改正)

3 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第五百九条後段を次のように改める。

外国ニ在ル当事者ニ付テハ此ノ期間ハ之ヲ二月トス

第五百九条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニ付テハ前条ノ規定ヲ適用セズ

第七十八條第一項に後段として次のように加える。

同条ノ規定ニ依リ外国ノ管轄官庁ニ囑託ヲ発シタル後六月ヲ経過スルモ其ノ送達ヲ証スル書面ノ送付ナキ場合亦同ジ

第七十八條第三項に次のただし書を加える。

但シ第一項後段ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

(非訟事件手続法の一部改正)

4 非訟事件手続法の一部を次のように改正する。

第二十二條に後段として次のように加える。

外国ニ在ル当事者ニ付テハ此ノ期間ハ之ヲ二月トス

(民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

5 この法律の施行の際附則第三項の規定による改正前の民事訴訟法第五百九条又は前項の規定による改正前の非訟事件手続法第二十二條に定める期間が現に進行しているものについては、なお従前の例による。

理由

民事訴訟手続に關する条約及び民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に關する条約の実施に伴い、送達及び配換調べその他の民事訴訟手続に關する特例等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第一号中「十萬元」を「三十萬元」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、この法律による改正後の裁判所法第三十三條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(民事訴訟法の一部改正)

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「十萬元」を「三十萬元」に改める。

理由

経済事情の変動にかんがみ、簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の範囲を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

理由

国家公務員等に対して支給する旅費の定額の改定等にかんがみ、訴訟費用臨時措置法の規定による証人の日当、宿泊料等の最高額を増加する必要があるのである。これが、この法律案を提出する理由である。

小林国務大臣 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に關する特別措置法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

御承知のとおり、沖繩の弁護士等の大部分は、本土と異なる要件によつて弁護士資格を取得した者によつて占められておるものであります。近頃沖繩の復帰が実現されることとなりましたに伴い、本土と沖繩との免許資格の一体化施策の一環として、これらの者に対して復帰前に本土の弁護士資格等を付与する特別の道を開き、弁護士資格等の一体化をはかることが相当と考えられますので、この法律案を提出することとしたのであります。

以下、この法律案の概要を申し上げます。

まず、沖繩の弁護士資格を有する者で、政令で定める日までに三年以上沖繩の裁判官、検察官または弁護士に就く者及び沖繩の司法試験に合格し本土で司法修習生の修習と同一の課程を終えた者につきましては、本土の法曹として必要な能力を有するかどうかを判定するための選考を行ない、この選考に合格した者に、本土の弁護士及び判事補・二級の検事となる資格を付与することとしております。

次に、沖繩の弁護士資格を有する者で右以外の者、及び沖繩の司法修習生となる資格を有し且下弁護士資格を取得する過程にある者につきましては、民事及び刑事の実務に關する基礎的素養についての試験を行ない、この試験に合格した者に限り右の選考を受けることができることとしております。

また、選考を受ける者のために、一定の期間が国の法令及び法曹の実務に關する講習を行なうこととしております。

これら選考、試験及び講習は、沖繩が復帰するまでの間に限り行なうものとし、これらに關する事項は、司法試験管理委員会に所掌させることとしております。

なお、右の選考を受けなかつた者またはこれに合格しなかつた者で、沖繩で弁護士登録をして居る者は、沖繩の復帰の日から五年間に限り、政令で定めるところにより、沖繩地域において、弁護士の事務を行なうことができることとしたしました。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、戸籍法の一部を改正する法律案につきましても、その趣旨を御説明いたします。

現行戸籍法によれば、出生及び死亡の届け出は、事件発生地においてすべきものと限定されておりますが、届け出人の便宜をはかるため、事件本人の本籍地または届け出人の所在地とするものとするほか、事件発生地でもすることができるよう戸籍法の一部を改正しようとするものであります。

なお、これに伴い、戸籍法と同様の趣旨で定められている死産の届け出に關する規程及び墓地、埋葬等に關する法律等の一部につきましても、附則において、戸籍法の改正と同趣旨の整理をしようとするものであります。

以上が戸籍法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、民事訴訟手続に關する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に關する法律案につきましても、その趣旨を御説明いたします。

民事訴訟手続に關する条約について承認を求め

るの件及び民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に關する条約について承認を求めの件がこの国会に提出されておりますが、これらは、渉外的な民事事件に關し、裁判手続の迅速化と当事者の利益の保護増進をはかることを目的とする条約でありまして、兩条約の批准に伴う国内法上の措置として、この法律案を提出したのであります。したがういまして、この法律案の内容は、渉外的な民事事件に關し、民事訴訟法、外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法等に定める手続について、兩条約の批准により必要となる措置を定めるとともに、兩条約により課せられる義務を履行するため、若干の規定を新設したものであります。

次に、この法律案の要点を申し上げますと、第一に、わが国の裁判所と外国の当局との間の文書の送達及び証拠調べ等について囑託があつた場合、わが国の裁判所が法律上の補助をするものとし、その管轄及び実施の手続について若干の規定を設けております。

第二に、兩条約に基づき外国の当局から文書の送達及び証拠調べ等について囑託があつた場合、わが国の裁判所が法律上の補助をするものとし、その管轄及び実施の手続について若干の規定を設けております。

第三に、民事訴訟手続に關する条約第十七条の規定を実施するため、締約国に住所を有する締約国の国民がわが国において原告となつた場合には、その者がわが国に住所を有しないときでも訴訟費用の担保を課さないものとしております。

第四に、民事訴訟手続に關する条約第十八条及び第十九条の規定を実施するため、訴訟費用の担保の免除を受けた者に対し訴訟費用の負担を命ずる裁判につきましては、締約国からわが国に外交上の経路を通じて執行認許の請求がされた場合の裁判手続に關して詳細な規定を設けております。

第五に、訴訟上の救助、公示送達、費用の予納等に關し兩条約の実施上必要な規定を設け、さらに裁判所の手続に關して必要な事項は、最高裁判

所が最高裁判所規則で定めることができるものとしております。

第六に、この法律案は、兩条約が日本国について効力を生じる日から施行することとし、これに伴う経過措置を定めるとともに、民事訴訟法及び非訟事件手続法について所要の整理をすることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、近年における経済事情の変動にかんがみ、簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の範囲を改定しようとするものであります。

御承知のとおり、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の目的の価額については、昭和二十九年の改正により、十万円をこえないものとされ、今日に至つております。しかし、その間わが国の経済は著しい成長を遂げてきたのでありまして、統計によりますと、国民の所得や消費にも著しい増大があつたほか、物価についてもかなりの程度の上昇を見たことが知られるのであります。かような経済事情の変動を考慮いたしますと、前回の改正以來すでに十数年を経過した今日におきましては、簡易裁判所が取り扱うことができる訴訟の範囲は狭きに失するに至つており、この際、これに右の経済事情の変動に應じた改正を加える必要があると認められるのであります。

そこで、今回、右の経済事情の変動の状況等を勘案して、簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の目的の価額の上限を三十万円に改めることといたしました。

なお、この措置に伴いまして、訴訟の目的の価額を算定することができない請求につきましては、現在と同様に地方裁判所がこれを取り扱うこととなるように、民事訴訟法に所要の改正を加えることといたしております。

以上が裁判所法の一部を改正する法律案の趣旨

であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民事訴訟及び刑事訴訟の証人、鑑定人等の日当、宿泊料等の最高額をそれぞれ増額しようとするものであります。

第一点は、日当の増額であります。現在、民事訴訟における当事者及び証人並びに刑事訴訟における証人の各日当は、その最高額を千三百円と定められ、また、民事訴訟における鑑定人等及び刑事訴訟における鑑定人、国選弁護人等の各日当は、その最高額を千五百円と定められているのであります。最近における経済変動等を考慮いたしまして、いずれもその最高額を引き上げることとし、当事者及び証人の日当につきましては千六百円に、また、鑑定人、国選弁護人等の日当につきましては千四百円に、それぞれ改めようとするものであります。

第二点は、宿泊料並びに鉄道及び汽船の通ずる水路を除く旅費すなわちいわゆる車賃の増額であります。現在、民事訴訟及び刑事訴訟における証人、鑑定人等の宿泊料及び車賃の最高額は、国家公務員が出張した場合に支給する宿泊料及び車賃の定額に準じて、宿泊料については特別区の存する地等においては二千円以内、その他の地においては千六百円以内と定められ、車賃については一キロメートルごとに八円以内と定められているのであります。政府におきましては、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、国家公務員について、国内旅行における宿泊料等の定額を引き上げる必要を認め、別途今国会に国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。右の法律案における取り扱ひに準じて、それぞれその最高額を引き上げる必要があると考へられますので、今回、宿泊料につきましては、特別

地においては二千三百円、車賃につきましては一キロメートルごとに十三円に改めようとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

以上であります。

○高橋委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

以上各案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

次回は、明二十五日午前十時十分理事會、三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時三十七分散會

